

学校感染症疑いで受診した際の公欠扱いについて

吉井高校保健部

出席停止とは？

学校における感染症流行拡大を防ぐため、学校保健安全法第 19 条では、『**校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる**』と、規定されています。よって、裏面にあるような学校感染症については出席停止になります。

出席停止になるかどうか微妙な場合

しかし、医師にはっきり、学校感染症と診断されればいいのですが、例えばインフルエンザ流行期に、生徒の中には、「全身倦怠感があり発熱しているけれども、もし医者に行ってもインフルエンザでなければ、欠席扱いになってしまう…。だからとりあえず休まない」などと無理をし、感染を拡大させてしまうという実態があります。

➡ 対応策

そこで、本校では、学校感染症疑いがある場合は次のように対応したいと思います。

ただの風邪ではなく、学校感染症特有の症状があつて、病院を受診した場合、医師もそれを認めて検査等をした日については、たとえその学校感染症でなくてもその日に関しては公欠扱いにする。それ以降休む場合は、欠席になる。

ただし、確認のため、診療明細や領収書など、受診した日がわかるもののコピーを必ず提出する。

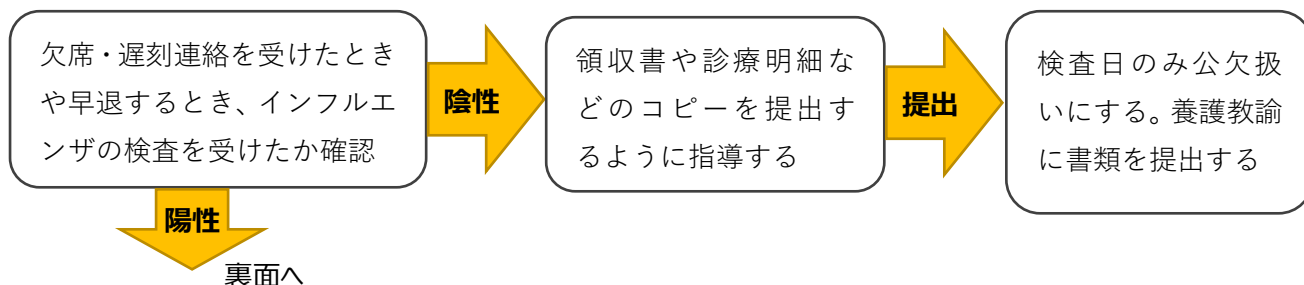
また、医師の迷惑になるので、症状もないのに、「検査をしてくれ」などのお願いは絶対にしない。

この対応は、感染症拡大を防ぐためのものであって、欠席数を減らしたり、皆勤賞を無理に守ったりするものではありません。生徒との信頼関係の下で成り立ちます。



担任の先生方へのお願い

もし、学校感染症流行期に、欠席した場合は、それに関する検査をしたかどうかを、欠席連絡を受けた際などにご確認ください。お手数をおかけしますがよろしくお願いします。



出席停止になる学校感染症

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎、ジフテリア、新型コロナウイルス感染症、 重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、 (ベータコロナウイルス属 SARS) (ベータコロナウイルス属 MERS) 特定鳥インフルエンザ (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定 鳥インフルエンザをいう)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症後 5 日 を経過し、かつ解熱後 2 日間
	百日咳	特有の咳 (吸気性笛声) が消失 するまで又は 5 日間 の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日 を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日 を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失 するまで
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が 痂皮化 (かさぶた) するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状 (発熱・咽頭痛・結膜炎) が消退した後 2 日 を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、 パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 その他の感染症 (→群馬県では定めない)	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで



出席停止の生徒が出たら・・・。

- ①出席停止証明書を、郵送するか H P からダウンロードしてもらうなどして、保護者に渡してください 保健→保健管理→2 感染症→出停証明書
- ②職員室中央黒板の出席停止者一覧にご記入ください
- ③クラスの生徒に対して、手洗い・うがい・咳エチケット・換気・予防接種などで感染を予防するようにご指導ください
- ④治癒し、証明書が出たら日付を確認し、養護教諭に渡してください。

